

随時記者発表

項 目	障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員の公募について		
区 分 等	発 表	12月20日15時00分	説 明 者
	資料配付	12月20日15時00分	
配 付 資 料	日高圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員公募のお知らせ		
発 表 要 旨	<p>北海道では、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利擁護に関することなどについて協議するため、全道14圏域に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」（以下「地域づくり委員会」という。）を設置しています。</p> <p>日高振興局では、次のとおり地域づくり委員会の委員を公募しますので、道民の皆様への周知をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応募資格 次の要件を全て満たすことが必要です。 (1) 日高管内に居住する満18歳以上の方（令和6年4月1日現在） (2) 障がい保健福祉に幅広い見識と関心をもち、委員会の会議に出席できる方 ※過去に国又は地方公共団体の議員及び職員、道職員であった方も応募できますが、募集締切後、他に応募者がいなかった場合に選考対象となります。 2 募集人数 障がいのある方2名以内、障がい者施策に関心のある方2名以内 3 委員の任期 令和6年4月1日から2年間。 4 応募方法 応募に必要な書類（応募用紙及び作文）を令和6年1月26日（金）までに日高振興局保健環境部社会福祉課に、送付又は持参。 5 選考 日高振興局が設置する選考委員会において、応募用紙及び作文の記入内容を総合的に審査して選考の上、結果は応募者全員にお知らせします。 6 その他 詳細につきましては、配付資料を御覧ください。 		
報道(取材)に当たってのお願い	多くの方から応募いただけるよう、積極的な報道をお願いします。		
担 当	北海道日高振興局保健環境部社会福祉課（課長 阿部、主査 遠藤） 電話：0146-22-9470、0146-22-9478		

日高圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員公募のお知らせ

北海道では、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利擁護に関することなどについて協議するため、全道14の圏域に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」（以下「地域づくり委員会」という。）を設置しています。

このたび、道民の皆様の意見を伺い、ともに考えるため、日高圏域地域づくり委員会の委員を公募しますので、積極的にご応募ください。

1 応募資格

次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 日高管内に居住する満18歳以上の方〔令和6年4月1日現在〕
- (2) 障がい保健福祉に幅広い見識と関心をもち、委員会の会議に出席できる方

※ 過去に国又は地方公共団体の議員及び職員、道職員であった方も応募できますが、募集締切後、他に応募者がいなかった場合に選考対象となります。

2 募集する人数

- (1) 障がいのある方：2名以内
- (2) 障がい者施策に関心のある方：2名以内

3 委員の任期

令和6年4月1日から2年間

※ 委嘱された方の氏名は公表されます。

4 応募方法

- (1) 応募に必要な書類（2種類）

ア 様式1 応募用紙

イ 様式2 原稿用紙

「障がい者が暮らしやすい地域の実現に向けて」について、あなたが考えていることを800字以内にまとめてください。

※ 書類は、点字又は代筆によることもできます。点字による応募の場合は、様式は自由です。

※ 様式1及び2は、北海道日高振興局保健環境部社会福祉課で配布のほか、同課ホームページからダウンロードできます。

<https://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syf/koubor060126.html>

(2) 書類の提出方法

北海道日高振興局保健環境部社会福祉課あてに、令和6年1月26日までに郵送（消印有効）又は持参してください。

※ 持参の場合は、平日（開庁日）の9：00～17：00の間に持参してください。

5 選考

選考委員会において、作文及び応募用紙記載内容を総合的に審査の上、選考します。

なお、過去に国又は地方公共団体の議員及び職員であった方からの応募については、他に応募者がいなかった場合にのみ選考対象となります。

選考結果は、応募した日高振興局から、3月中までに応募者全員にお知らせします。

6 委員の役割等

(1) 学識経験者等の委員とともに、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利擁護などに関する課題や申し立てのあった事項について、当事者や参考人などから意見聴取を行い、問題の解決に向けて協議をしていただきます。

(2) 個別の権利侵害等について協議する場合には、委員会は非公開となりますので、委員会内で協議されたことについては、秘密を保持していただくことになります。

7 報酬等

委員会に出席いただいた場合は、北海道の規定に基づき、報酬及び旅費をお支払いします。

8 北海道日高振興局の所管する市町村、郵送先・問い合わせ先

所管する市町村	郵送先・問い合わせ先
日高町、平取町、新冠町、浦河町、 様似町、えりも町、新ひだか町	保健環境部社会福祉課 〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通 56 号 電話 0146-22-9472

9 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課の問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	電話 011-231-4111（内線 25-731）
-------------------------	----------------------------

ひだかけんいきしやう しや く ちいき いいんかい いんこうほ し 日高圏域 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員 公募のお知らせ

ほつかいどう しょう かた ちいき く 暮らし ささ さべつ ぎやくたい けんり
北海道では、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利
ようご かん ことなどについて ぎようぎ ぜんどう けんいき しょう しや く
擁護に関する事などについて協議するため、全道14の圏域に「障がい者が暮らしやすい
ちいき いいんかい いか ちいき いいんかい
地域づくり委員会」（以下「地域づくり委員会」という。）を設置しています。

このたび、どうみん みなさま いけん うかが かんが ひだかけんいき ちいき いいんかい
道民の皆様意見を伺い、ともに考えるため、日高圏域地域づくり委員会の
いんこうほ せつきよくてき こおほ
委員を公募しますので、積極的に御応募ください。

1 おうほ しかく 応募資格

つぎ ようけん すべ み ひつよう
次の要件を全て満たすことが必要です。

ひだかかんない きよじゆう まん さいいじよう かた れいねん がつついたちげんざい
(1) 日高管内に居住する満18歳以上の方〔令和6年4月1日現在〕

しょう ほけんふくし はばひろ けんしき かんしん いいんかい しゆつせき かた
(2) 障がい保健福祉に幅広い見識と関心を持ち、委員会の会議に出席できる方

かこ くにまた ちほうこうきょうだんたい ぎいん およしょくいん どうしょくいん かた おうほ
※ 過去に国又は地方公共団体の議員及び職員、道職員であった方も応募できます
ほしゅうしめきりご ほか おうほしや ばあい せんこうたいしやう
が、募集締切後、他に応募者がいなかった場合に選考対象となります。

2 ほしゆう にんすう 募集する人数

しょう かた めいいない
(1) 障がいのある方：2名以内

しょう しやしきく かんしん かた めいいない
(2) 障がい者施策に関心のある方：2名以内

3 いいん にんき 委員の任期

れいわ ねん がつついたち ねんかん
令和6年4月1日から2年間

いしよく かた しめい こうひやう
※ 委嘱された方の氏名は公表されます。

4 おうほ ほうほう 応募方法

おうほ ひつよう しよるい しゆるい
(1) 応募に必要な書類（2種類）

ようしき おうほようし
ア 様式1 応募用紙

ようしき げんこうようし
イ 様式2 原稿用紙

しょう しや く ちいき じつげん む かんが
「障がい者が暮らしやすい地域の実現に向けて」について、あなたが考えていることを
じいない
800字以内にとめてください。

しよるい てんじまた だいひつ てんじ おうほ ばあい ようしき じ
※ 書類は、点字又は代筆によることもできます。点字による応募の場合は、様式は自
ゆう
由です。

ようしき およ ほつかいどうほ けんふくし ぶ ぶくし きよくしやう しやほ けんふくし か およ ほつかいどう
※ 様式1及び2は、北海道保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課及び北海道
ひだかはんこうきよくほ けんかんきやうぶ しやかいふくし か はいふ どうか
日高振興局 保健環境部社会福祉課で配布のほか、同課ホームページからダウンロード

ドできます。

<https://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syf/koubor060126.html>

(2) 書類の提出方法

北海道日高振興局 保健環境部社会福祉課あてに、令和6年1月26日(金)までに郵送(消印有効)又は持参してください。

※ 持参の場合は、平日(開庁日)の9:00~17:00の間に持参してください。

5 選考

選考委員会において、作文及び応募用紙記載内容を総合的に審査の上、選考します。

なお、過去に国又は地方公共団体の議員及び職員であった方からの応募については、他に応募者がいなかった場合にのみ選考対象となります。

選考結果は、応募した日高振興局から、3月中までに応募者全員にお知らせします。

6 委員の役割等

(1) 学識経験者等の委員とともに、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利擁護などに関する課題や申し立てのあった事項について、当事者や参考人などから意見聴取を行い、問題の解決に向けて協議をしていただきます。

(2) 個別の権利侵害等について協議する場合には、委員会は非公開となりますので、委員会内で協議されたことについては、秘密を保持していただくこととなります。

7 報酬等

委員会に出席いただいた場合は、北海道の規定に基づき、報酬及び旅費をお支払いします。

8 北海道日高振興局の所管する市町村、郵送先・問い合わせ先

所管する市町村	郵送先・問い合わせ先
日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町	保健環境部社会福祉課 〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 電話 0146-22-9472

9 北海道保健福祉部福祉局(障がい者保健福祉課)の問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話011-231-4111(内線25-731)
--